

23 国際第 985 号

関税割当公表第 65 号の 3

平成 23 年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）  
の関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 3 条に規定するところにより飼料用に供するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 24 年 1 月 16 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) コーングリッツ、コーンミール

及びコーンフラワー用

3, 400 トン

(2) その他用

445 トン

合 計

3, 845 トン

2 通関期限 平成 24 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

### 第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成24年1月23日（月）から同年1月25日（水）まで  
ただし、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、平成23年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第65号）第3の本文の期間において関税割当申請書を提出した者であって、当該申請書に記載した申請数量、使用計画等に変更のないものは、今回は申請書の提出を必要としない。
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

### 第4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類、割当基準、関税割当証明書の発給、その他関連事項に関しては、平成23年度下期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第65号）による。